

2005年2月23日

美郷町議会
議長後松一成殿

【陳情者】

秋田県労働組合総連合

議長日野充

秋田市山王6丁目3-3共和ビル203

電話 018-823-1165



秋田県春闘共闘懇談会

代表委員 柏谷武志

秋田市山王6丁目3-3共和ビル203

電話 018-823-1165



大曲仙北地域労働組合総連合

議長村上美智夫

大曲市上栄町6-14

電話 0187-63-1092



地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情

【陳情の趣旨】

景気動向は過去2年の大幅改善から、ここにきて「踊り場」を迎える、「一部に弱い動きがみられ、回復が緩やかになっている」（内閣府月例経済報告1月）といわれます。大手企業は引き続き大幅な利益をあげていますが、中小企業は単価低減の押し付けにあえぎ、労働者は賃金・労働条件の低下に苦しんでいます。失業率の低下が言られていますが、増えたのはパート・臨時あるいは派遣などの不安定雇用であり、正規労働者数は7年連続減少、平均賃金も低下しています。県民・労働者の生活のためにも、地域経済に活力を与え景気見通しを明るくするためにも、安定雇用の確保と賃金底上げ、均等待遇を実現する政策が求められています。

とりわけ雇用流動化で増大したパートや臨時、フリーターなど「非正規」労働者は、職場に不可欠な労働力となっているにもかかわらず、低賃金のままおかれ、暮らしの悪化ぶりは放置できない状況になっています。昨年、秋田県の地域別最低賃金は1円（時間額）引き上げられましたが、今の金額では、働いても健康で文化的に暮らせるだけの所得を得ることはできません。

憲法は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（第25条）を万民に保障し、また、働く際の労働条件は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」（労働基準法第1条）と定められています。働けば、貧困に苦しまずして生活できて当然であり、これを保障する制度が最低賃金法です。しかし、秋田県の最低賃金額は同じ東北地方においても山形県や宮城県・福島県よりも低い606円に抑えられています。これでは、仮にフルタイム（8時間×22日=176時間）働けたとしても月収106,656円にしかなりません。この金額では食費は健康に支障ができるほど極度に切りつめ、友人・知人との交際はもち冠婚葬祭のつき合いを断つて節約しても、月の収支は赤字になってしまいます。



憲法は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（第25条）を万民に保障し、また、働く際の労働条件は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」（労働基準法第1条）と定められています。働けば、貧困に苦しまずには生活できて当然であり、これを保障する制度が最低賃金法です。しかし、秋田県の最低賃金額は同じ東北地方においても山形県や宮城県・福島県よりも低い606円に抑えられています。これでは、仮にフルタイム（8時間×22日＝176時間）働けたとしても月収106,656円にしかなりません。この金額では食費は健康に支障ができるほど極度に切りつめ、友人・知人との交際はもちろん冠婚葬祭のつき合いを断って節約しても、月の収支は赤字になってしまいます。

最低賃金額は「労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力を考慮して決める」（最低賃金法3条）としているものの、今の金額では生計費原則が無視されているといわざるをえません。また、最低生計費には課税しないことが近代税制の基本とされていますが、現行制度ではこの基本も無視されています（ちなみに生活保護費は非課税です）。

ちなみに、憲法25条のもとですべての国民に保障されている生活保護基準は秋田市においては単身者のケースで月額150,014円となり、最低賃金はこれを下回ってしまいます。働いて得る賃金が、生活保護基準を下回るのは大きな矛盾といえます。また、負債を抱えた人が自己破産せずに生活を再建する手続きを定めた民事再生法では、債務者本人とその扶養家族に保障させる最低限の生活費が規定されています。それによれば、秋田市の18歳の単身者の最低生活費は月額199,815円とされ、これも最低賃金で得られる収入を大幅に上回っています。

今の最低賃金は、金額が低すぎるという問題以外にも、隣県との不合理な格差がある問題や、全国的に一貫した仕組みでないために、他の所得保障制度（生活保護制度や年金制度など）や、下請単価・工賃、米価・自家労賃などとの連関や整合性がとれていないという問題を抱えています。

さらに、年々増加するパートタイムや臨時など時給労働者と、フルタイム労働者の均等待遇実現も大きな課題となっています。他の先進諸国とは逆に、日本では、賃金格差は広がっております、格差是正のためにも最低賃金の引き上げは重要です。

賃金の社会的底支えをする最低賃金制度を引き上げ、労働者・国民の生活改善で景気回復をはかると同時に、国民生活の最低保障を支える制度の基軸となる全国一律最低賃金の法制化が、今、強く求められています。

貴議会におかれましては、以上の趣旨をご理解いただきたく、下記事項につき陳情します。

【陳情事項】

最低賃金制度に関する次の事項について、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

1. 地方最低賃金の改定にあたっては、最低賃金法の趣旨に基づき、生計費原則に基づいて「健康で文化的な最低限の生活」が保障されるようにすること。
2. 国民生活の最低保障（憲法25条）の基軸となり、農林漁業、中小企業、地域経済の活性化に結びつく、全国一律の新しい最低賃金制度を創設すること。
3. 最低生計費非課税の国際的原則に則り、基礎控除の大幅引き上げを伴う非課税限度額を引き上げること。